

静岡県告示第658号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年8月10日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月10日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
473号	島田市神尾字大津根75番の247から 島田市神尾字大沢71番の12まで	令和3年8月10日